基発第0401008号 平成18年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労働時間等設定改善関係事業等の実施について

当面の労働時間対策の具体的な進め方については、平成18年4月1日付け基発第0401007号「当面の労働時間対策の具体的推進について」により指示しているところであるが、労働時間等設定改善関係事業等については、上記通達によるほか、下記により実施することとするので、これにより、その積極的な推進に努められたい。

また、労働時間等設定改善関係施策の推進に当たっては、別紙のとおり、都道府県知事に対し協力方を依頼しており、各局においては、都道府県とも連携を図りつつ推進されたい。

記

第1 労働時間等の設定の改善の促進

1 労働時間等設定改善援助事業について

労働時間等の設定の改善を推進するためには、同一地域、同一業種の中小企業集団等を対象としてきめ細やかに相談、援助を実施することが効果的である。

このため、労働時間等の設定の改善の具体的な進め方について、仕事の内容や進め 方にまで踏み込んだ助言・相談を行う「労働時間設定改善アドバイザー」を地域の主 要な事業主団体に配置し、中小企業集団等に対して、指導、援助を行う労働時間等設 定改善援助事業を「労働時間等設定改善援助事業実施要綱」(別添1)に基づき実施する。

2 労働時間等設定改善推進助成金について

中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることとする。

なお、労働時間等設定改善推進助成金の支給業務については、「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」(別添2)に基づき実施する。

第2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等労働時間等の設定の改善の 促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」と位置付け、「仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱」(別添3)に従い、より一層広範に、かつ多様な形でキャンペーンを展開することとし、以下の取組みによって、 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ることとする。

1 広報啓発活動の積極的展開

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての国民的なコンセンサスの形成と社会的気運の高揚を図っていくためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開していくことが重要であり、都道府県等の関係機関と連携をとりつつ積極的な広報啓発活動を実施するよう努めること。

2 仕事と生活の調和推進会議の開催

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和について社会的気運を醸成していくためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域のコンセンサスの形成を図ることが重要であるので、

「仕事と生活の調和推進会議要綱」(別添4)に基づき、地域の関係労使をはじめ学 識経験者等各層の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催すること。 3 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催

事業主等に対する、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及啓発のため、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」(別添5)により、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を外部団体へ委託して実施することとしているので、円滑な開催がなされるよう配意すること。

なお、ゆとり創造月間の実施については、平成元年9月29日付け基発第528号「ゆとり創造月間の実施について」に基づき実施してきたところであるが、今後においては、シンポジウムの開催等を活用し、労働時間の短縮を含めた労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進のため、集中的な広報・啓発活動を推進すること。

第3 都道府県等関係行政機関との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和関係施策を推進するに当たっては、都道府県等との連携を図ることが重要であることから、各種機会を通じて、都道府県を含む関係行政機関との連携を図ること。

第4 その他

労働時間等設定改善関係事業等を効果的に進めるため、臨検監督等のあらゆる機会を通じて、年次有給休暇の取得促進(特に、計画的付与制度を活用したもの)、所定外労働の削減等の好事例及び地域における労働時間等の設定の改善に関する情報の収集、整備に努め、各種機会に活用するとともに、本省に随時報告すること。

第5 関係通達の改廃

1 平成元年5月29日付け基発第266号「労働時間短縮関係事業等の実施について」、平成元年9月29日付け基発第528号「ゆとり創造月間の実施について」、平成2年4月18日付け基賃発第6号「ゆとり創造キャンペーンの実施について」、平成13年4月4日付け基発第335号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター業務について」及び平成15年4月1日付け基発第0401007号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター

業務について」は平成18年3月31日限り廃止する。

2 平成15年11月17日付け地発第1117006号・基発第1117002号・職発第1117003号・能発第1117004号・雇児発第1117002号・政発第1117001号「総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的取組について」の記の3の(2)のハ中、「労働時間短縮支援センター((社)全国労働基準関係団体連合会)都道府県支部を通じ診断・指導アドバイザー(労働時間制度改善支援事業)、」を削除する。

第1 趣旨

中小企業における労働時間等の設定の改善を促進するため、地域の主要な事業主団体に「労働時間設定改善アドバイザー」を配置し、中小企業集団及びその構成事業場に対して労働時間等設定改善指針に定められている事項(実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等)についての助言・指導等の援助を行うものである。

第2 事業運営

事業は、厚生労働省が委託契約を締結した事業実施団体が運営する。

第3 事業実施団体の要件

事業実施団体は、事業の公益性から非営利を目的とし、次の要件を満たす法人格 を有する事業主団体から選定する。

- 1 地域事情及び効率性を勘案し、活動範囲が都道府県単位であること
- 2 全国統一的に事業展開を確保するために各都道府県の団体を全国的に統括する 団体があること
- 3 財政的及び技術的な基礎を有すること

第4 事業の内容

労働時間等の設定の改善を推進しようとする同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団のうちで都道府県労働局長が援助の対象として指定した中小企業集団(以下「指定集団」という。)に対して次の援助を実施する。

- 1 労働時間等の設定状況の把握
- 2 労働時間等設定改善計画の作成及びその計画実現のための助言・指導等
- 3 労働時間等の設定の改善のための個別助言・指導等

第5 指定集団の要件

労働時間等設定改善援助事業の援助対象となる指定集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で、かつ、常時300人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の2分の1以上であること。

第6 事業手続

- 1 指定集団の指定
- (1) 中小企業集団からの申し込み

援助を受けることを希望する中小企業集団は、「労働時間等設定改善援助事業申込書」(様式第1号。以下「申込書」という。)を当該中小企業集団の主

たる事務所の所在地を所轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に原則として当該事業年度の4月末日までに申し込みを行うこと。

(2) 中小企業集団の審査及び指定

- イ 労働基準監督署長は、中小企業集団から提出された申込書及び添付された 労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿(以下「申込書等」という。) に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合には、これを受理し都道 府県労働局長に回送すること。
- ロ 都道府県労働局長は、申込書等の次の項目について審査を行うとともに所 轄労働基準監督署長と協議の上、指定集団として適当と認められる場合には、 指定を行い、「労働時間等設定改善援助事業集団指定書」(様式第2号)に より、また、指定集団として適当でないと認めた場合には、「労働時間等設 定改善援助事業集団不指定通知書」(様式第3号)により、当該中小企業集 団に対して通知すること。
 - (イ) 申込書等の記載項目が適正に記入されていること
 - (ロ) 第5の要件を満たしていること
- ハ 指定集団の報告

都道府県労働局長は、当該年度における援助事業の指定集団の指定が全て 取りまとまった段階で「労働時間等設定改善援助事業指定集団状況報告」(様 式第4号)を厚生労働省労働基準局長に報告すること。

2 事業実施団体の決定

(1) 事業実施を希望する事業主団体の申出

事業実施を希望する事業主団体は、当該事業年度の4月末日までに都道府県 労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書」(様式第5号。以下 「申出書」という。)を提出すること。都道府県労働局長は、指定集団から事業 実施団体について紹介を求められた際には、申出書の別紙(様式第5号別紙) を使用して紹介すること。

なお、指定集団は、申出書を都道府県労働局長に提出していない事業主団体 であっても事業の実施依頼をすることは可能であること。

(2) 指定集団による事業主団体への事業実施依頼

都道府県労働局長から指定された指定集団は、事業主団体に対して労働時間等設定改善援助事業を行うように「労働時間等設定改善援助事業実施団体依頼書」(様式第6号)により依頼すること。

また、事業主団体は、事業実施を承諾した場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施承認申請書」(様式第7号。以下「承認申請書」という。)及び「労働時間等設定改善援助事業実施計画書」(様式第8号)を事業主団体の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に原則として当該事業年度の5月末日までに提出すること。

なお、承認申請書には事業主団体に係る次の書類を添付すること。

- イ 定款、会則等
- ロ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目 録

(3) 事業主団体の審査及び決定

- イ 都道府県労働局長は、事業主団体から提出された承認申請書、添付書類及 び「労働時間等設定改善援助事業実施計画書」(様式第8号)(以下「承認 申請書等」という。)に不備がないかを点検し、不備がないと認めた場合に は、これを受理すること。
- ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等の次の項目について審査を行い、当該 審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出すること。
- (イ) 承認申請書の記載項目が適正に記入されていること
- (ロ) 第3の要件を満たしていること
- (ハ) 労働時間等設定改善援助事業実施計画書の内容が適正であること
- ハ 厚生労働大臣は、承認申請書等の内容を審査の上、事業実施団体として適当と認められる場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施承認通知書」 (様式第9号)により事業主団体あて通知するとともに、「労働時間等設定 改善援助事業委託要綱」に基づき委託契約の締結に向けて手続きを進める。

また、事業実施団体として適当でないと認めた場合には、「労働時間等設定改善援助事業実施不承認通知書」(様式第10号)により、事業主団体に対して通知する。

なお、指定集団は、事業実施を依頼した事業主団体が事業実施団体として適当でないとされた場合には、他の事業主団体に事業実施を依頼すること。

- 二 厚生労働大臣は、ハの決定については、都道府県労働局長に「労働時間等 設定改善援助事業実施承認結果通知書」(様式第11号)により通知する。
- 3 労働時間設定改善アドバイザーの委嘱等

事業実施団体は、委託契約締結後、労働時間設定改善アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を委嘱し、「労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告」(様式第12号)を作成し、都道府県労働局長に報告すること。

また、事業年度の途中で、委嘱者の変更があった場合にも報告すること。

なお、都道府県労働局長は、労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告に基づき新規にアドバイザーに委嘱された者を対象にすみやかに研修を実施すること。

4 協力員の配置

事業実施団体は、労働時間等設定改善援助事業を推進して行く上で、事業実施団体と指定集団又は指定集団を構成する事業場との間で連絡調整等の事務を行う者が必要な際には、事業実施団体はそれぞれに協力員を委嘱し配置することがで

きること。

5 アドバイザーの活動

アドバイザーは、指定集団と調整を行った上で指定集団の構成事業場毎に実態調査(「労働時間等設定改善アンケート」(様式第13号))を実施し、労働時間等の設定の現状を把握して上で、取り組みたい事項及びその実現に向けての計画を定めた「労働時間等設定改善計画」(様式第14号)の作成を行わせること。なお、「労働時間等設定改善計画」(様式第14号)の取組事項については、指定集団を構成する事業場毎に次の「目安」の達成に向けて取り組むこと。「目安」

- イ 「実施体制の整備」については、必須事項として必ず、整備に向けて取り組 むこと
- ロ 「労働者の抱える多様な事業及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」 については、労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定につ いて検討すること
- ハ 「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、年次有給休暇の平 均取得率を概ね2%以上上昇させること
- ニ 「所定外労働の削減」については、平均所定外労働時間数を概ね10%以上 削減させること
- ホ 「労働時間の管理の適正化」については、適正化、現状把握を行った上で、 業務の検証を行うこと
- 「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

また、援助が終了した段階で労働時間等の設定の改善状況報告(「労働時間等 設定改善実施結果報告」(様式第15号))の作成を行わせること。

6 日誌の作成

アドバイザーが活動を行った時は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌」 (様式第16号の1)、協力員が業務を行った時には、「協力員活動日誌」(様式 第17号の1)をそれぞれ活動日毎に作成して翌月10日までに事業実施団体に 報告すること。

さらに、報告された日誌は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」 (様式第16号の2)、「協力員活動日誌報告書」(様式第17号の2)により取りまとめること。

7 結果報告書の作成

アドバイザーは、援助事業を終了した時点で、「労働時間等設定改善援助事業 実施結果報告書」(様式第18号)を作成し、事業実施団体に報告すること。

8 事業終了報告書の提出・審査

(1) 事業終了報告書の作成・提出

イ 事業実施団体は、「労働時間等設定改善援助事業終了報告書」(様式第19号)(以下「事業終了報告書」という。)を作成し、当該事業年度の直後の4月10日までに都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告すること。

なお、事業年度の途中で事業を終了する場合には、事業終了後30日以内 に報告すること。

- ロ 事業終了報告書には、次の書類を添付すること。
 - (イ)「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」(様式第18号)
 - (ロ)「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」(様式第16号の2) 及び「協力員活動日誌報告書」(様式第17号の2)
 - (ハ) その他厚生労働大臣が必要と認める書類

(2) 事業終了報告書の審査及び支出

- イ 都道府県労働局長は、事業実施団体から提出された事業報告書及び添付書類(以下「事業終了報告書等」という。)に不備がないかを点検し、不備が ないと認めた場合には、これを受理すること。
- ロ 都道府県労働局長は、事業終了報告書等の次の項目について審査を行い、 当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとするこ と。
 - (イ) 事業終了報告書の記載項目が適正に記入されていること
 - (ロ) 事業終了報告書と添付書類に整合性があること
- ハ 厚生労働大臣は、事業終了報告書等の内容を審査の上、事業として適当と 認められる場合には、「労働時間等設定改善援助事業委託要綱」に基づき委 託費を支出する。

第7期間

- 1 指定集団に対する助言・指導等の援助の実施期間は、1会計年度以内とする。 なお、1回に限り再度、同一指定集団に対して援助を実施することができるも のとする。
- 2 アドバイザーの委嘱期間は1会計年度以内とする。

労働時間等設定改善援助事業申込書

平成 年 月 日

労 働 局 長 殿 労働基準監督署長経由)

> 中小企業集団名 代表者職氏名

印

労働時間等設定改善の援助を受けたいので申請します。

		(T –)	
申請集	所 在 地	電話(一一一一))
団	構成事業主数	事業主	
概		うち常時300人以下の労働者を雇用する事業主は、事業主	
要	添付書類	労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿	

.....

[行政事務処理欄]

監督	受理		年	月	Ħ	備考								
署	回送		年	月	B									
整	受理		年	月	Ħ	備考		 •						
都道府県労働局	審査		年	月	Ħ									
局	審査組	古果		`#	旨定	• ;	不指定		指定番号	5 1 1 1 1 1	基	第	_	号

労働時間等設定改善援助事業集団構成事業場名簿

No.	事業場名	代 表	者 職 氏 名
10.	所 在	地	常時使用する労働者数
			人
ļ 			人
			-
			<u></u>
}			
			,
			人
-			
		·	
			人
	٠, ١		
			人
			人

指定番号(基第一号)

労働時間等設定改善援助事業集団指定書

(団体名)

(代表者職氏名)

貴集団を平成 年度における労働時間等設定改善援助事業の指定集団 として指定いたします。

平成 年 月 日

労働局長

労働時間等設定改善援助事業集団不指定通知書

 労発第
 号

 平成
 年
 月

 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善援助事業指定集団に係る申請については、審査の結果、下記の理由により指定しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を 代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日 から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年 を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

理由	高 亡 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

労働時間等設定改善援助事業指定集団状況報告

平成 年 月 日

厚生労働省 労働基準局長 殿

労働局長 印

平成年度労働時間等設定改善援助事業の指定集団の指定状況について報告します。

一一一一		の指定集団の指定状況に、		7 6 7 6
番号 監督署名	指 定 集 団 名	指定番号	集団構成 事業場数	(※本省記入欄) 事業実施団体名 団体番号 契約年月日
		年 月 日 基 第 - 号		第一号
		年 月 日 基 第 一 号		第 一 号
		年 月 日 基 第 一 号		第 一 号
		年 月 日		· 第 一 一 号 年 月 日
		年 月 日基第 一 号		第 号 号
		年 月 日 基 第 一 号		第 号
		年 月. 日基第 一 号		第 一 号 号
		年 月 日 基 第 一 号		第 号
		年 月 日 基 第 一 号		第 一 号
		年 月 日 基 第 一 号		第 - 号

労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業主団体名 代表者職氏名

- 即-

労働時間等設定改善援助事業実施団体として事業を受託することを希望しますので申し出ます。

なお、当団体の概要については、別紙のとおりです。

「行政事務処理欄]

	.17-%	事務処理倆.	<u> </u>			
	受理	年	月	田	備考	
労		年	月	日	紹介先	結果
働	紹介	年	月	日	紹介先 .	結果
	介実	年	月	日	紹介先	結果
局	績	年	月	目	紹介先	結果
	1	年	月	日	紹介先	結果

当団体は、労働時間等設定改善援助事業実施団体となることを希望します。

	団	体	名				·						
	所	在	地	(₹	. –)							
									電話	(_	_)
団	問い	v合t		担当者	广 氏名								5 00.
				_			_		電話	(_)
体	設立	年月	日		大正 昭和 平成	年	月	Ħ					
o o											,		
	団体	の目	的										
概											_		
	直に対	近時の	お関連										
要	直労事有場内	無合容	で有、事							· - ·			
	(有												
								_		,			
		備考											
,	'	vm 🗁											

労働時間等設定改善援助事業実施団体依頼書

平成 年 月 日

事業主団体名 代表者職氏名

殿

指定集団名 代表者職氏名

- 印 -

労働時間等設定改善援助事業実施団体として、貴団体に当集団に対して事業を実施していただくよう依頼します。

指	指定番号		基質	育		号		
定集	指定年月日		平成	年	月	Ħ		
団	集団の種類	① 同一業	種集団	2	同一地域	集団		
		③ 下請企	業集団	4	その他()	

労働時間等設定改善援助事業実施承認申請書

平成 年 月 日

 厚 生 労 働 大 臣 殿

 (労働局長経由)

事業主団体名 代表者職氏名

印

労働時間等設定改善援助事業実施団体として、別紙(様式第6号)により指定集団から事業の実施依頼を受けましたので事業実施について申請いたします。

			(〒	_)		-			
 申	所在	臣 地			/ % }	ξ ο	電話(_)
清	設立年	三月日	大正 昭和 平成	年	A E	事務局職員数		人(うち専	属職員	人)
団	添付	資料	定款又类	は会則人	直近の事 対照表、 び財産 8号	前年度の事業規模	1 1 1 1 1 1			千円
体			球、様	∴	8万				_	
の	構成事	業主数	1	·	事	業主				
概			<u> </u>							
要	て係のの時内直労事有場期容	に時の及のび お間実び実事 い関施有施業								
	(有・	- \								

[行政事務処理欄]

	!				日日本日							
労	受理	年	月	日	局長意見							
働	-											
局	審査	年	月	. 目								
1	受理	年	月	日	[受理番号	第 -	 - 号] ·	備考		_		,
生労	審査	年	月	Ħ								
働省	審査結果		Ĭ.	適当	• 不適当			団体番号	第	_	_	号

労働時間等設定改善援助事業実施計画書

平成 年 月 日

厚生労働大臣殿

事業主団体名 代表者職氏名

印-

月頃

月頃

月頃

指定集団名			1.	指定番号		——— 第	
1 事業実施体制							
(1) 労働時間設定改善ア	ドバイ	ザー	につい	て		•	
イー人数							人
口 活動日数						延	日
(2) 協力員の配置の有無	(有の:	場合	は活動	日数)に	ついて		
イ 事業実施団体	有	•	無	(人	延	月)
ロー指定集団	有	•	無	(. 人	延	日)
2 事業内容について							

(1) 労働時間等設定改善アンケート (様式第13号) の実施

(3) 労働時間等設定改善実施結果報告 (様式第15号) の作成

(2) 労働時間等設定改善計画(様式第14号)の作成

(4) 指定集団について

実施内容	時 期		概 要
,	月	頃	
	月	頃	
	月	頃	
	月	頃	
	月	頃	
	月	頃	
	月	頃	
·	月	頃	
	月	頃	

(5) 個別事業場について

実施内容	時 期	概要
	月頃	
·	月頃	
	月頃	

(6)	その他

	•		
1			
1			
1			
1			
1			
		`	

労働時間等設定改善援助事業実施承認通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善援助事業に係る事業実施については、審査の結果、下記により承認しますので通知いたします。

記

1 団体番号 第 - 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 指定番号 基第 一 号

<注意事項>

本通知により、今後、貴団体と委託契約の締結に向けて所要の手続きを行うこととなります。

労働時間等設定改善援助事業実施不承認通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣即

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善援助事業に係る事業実施については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

理由		

労働時間等設定改善援助事業実施承認結果通知書

 厚生労働省発基第
 号

 平成
 年
 月

 日

労働局長 殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで承認申請のあった労働時間等設定改善援助事業実施の承認については、審査の結果、下記のとおり決定したので申請団体あてに通知しましたので報告いたします。

記

- 1 申請団体名
- 2 申請団体代表者職氏名
- 3 処分年月日 平成 年 月 日
- 4 如分結果 承 認 · 不 承 認
- 5 承認の場合の団体番号 第 .- 号

<注意事項>

承認の場合には、今後、本省と事業実施団体との間で、委託契約の締結に向けて所要の手続きを行う。

不承認の場合には、都道府県労働局長は、指定集団に対して、新たな事業主団体に事業実施を依頼するように指導すること。

労働時間設定改善アドバイザー委嘱状況報告

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業実施団体名 代表者職氏名

盯

労働時間設定改善アドバイザーの委嘱状況を報告します。

生年月日	大正・昭和	年	 月 	日 ()
指定集団名					
指定番号	·	第	_	号	
委 嘱 白	平成	年		日	•
区分(該当する方に〇)		新任	· 辞	職	
資格等					
※ 行政記入欄	研修	美施 年	月	Ħ	
アドバイザー名					
アドバイザー名 生 年 月 日	大正・昭和	年	月	目()
	大正・昭和	年	月	日 ()
生 年 月 日	大正・昭和		月 ————————————————————————————————————	日 ()
生年月日			月 一 月)
生年月日 指定集団名 指定番号	基	· · · · · · · ·		号)
生 年 月 日 指定集団名 指定番号 委 嘱 日	基	第 年	一 月	号 日)

		時間	等 設	定改善ア	ンケー	١		
事業場の名称				事業の種類				
所 在 地	〒			代表者職氏名				
刀 江 地				回答者職氏名			(Tel)
労 働 者 数	事業場 計	人(男	人	女 人)	企業全体	計		人
所属集団の名称					記入年月日	平成	年 月	日
労働時間等設定改	善の現状) (注)労働時間	制度が異な	よる場合には	は、最も適用労働者	数が多いものを記ん	入して下さい。		
なお、変形労働	場では、現在、1週の所定: 動時間制を採用している場。 園平均所定労働時間=変形:	合には変形	ジ期間の週 平	F均所定労働時間を		[時間	
イ 週休1日制 なお、ハと回答	易の現在の週休休日は、ど ロ 週休1日半制 答された場合(a 4週5 は、交替制勤務等によっ	休 b	、 週休2日 4週6休	日制 ニ そ c 4週7休	d 4週8休以			
3 あなたの事業場	場の本年(度)の年間休日日	数は、何日	目ですか。					
(注)年間休日日数	数とは、「週休日」及び「	週休日以 夕	トの休日」(国民の祝日、年末年	F始、夏季等の休日)の合計日数を	いいます。	
	場の昨年(度)1年間の労働				び取得率はどのく	_	***	L .
(裸越ロ奴を除	く。) ※取得率=(取得	自数十行	与 口叙) X 」	100%		取得日数 取得率	 約	= #
5 もかたの事業は	場の昨年(度)の労働者1人	ሄ ካ ጠ ገ	いり目的の2	7.均正定从坐确時間	け何時間でしたか、		—————————————————————————————————————	
	. ,				•	L-	-	
イ 行っている	場では、実施体制の整備(ロ 一部、行われて 場では、労働者の抱える多っ	いない(行	うわれていた	ない措置は何ですか	())	ハ 行っ	•
	易では、労働者の抱える多々 の変形労働時間制			5体に対応したカ側 5 ロ 導入を考			いたい	
	变形労働時間制		,	5 ロ 導入を考		算入は考えてV	_	
③ 1週間単位	の非定型的変形労働時間制	・イジ	尊入している	5 ロ 導入を考	えている ハ ギ	草入は考えてい	ない	
④ フレックスク			算入している			尊入は考えてい		
⑤ 専門業務型制			享入している			算入は考えてい		
⑥ 企画業務型制			算入している			算入は考えてい	1/ .	
8 あなたの事業を① 計画的付与制	場では、年次有給休暇を取り				=	導入は考え		
-	別及の得入 段台帳の作成		≢八している p成している	5 . ロ 導入を考 5 . ロ 作成を考		、 導入は考え・ 作成は考え		
③ その他(ロ 行うこと				
	場では、所定外労働削減の							
① ノー残業デー				5 ロ 実施を考	えている	、 実施は考え	ていない	
② 限度時間の記	设定	イ龍	设定している	5 ロ 設定を考	えている	、 設定は考え	ていない	
③ その他(1 1	すっている	ロ 行うこと	を考えている ノ	ヽ 行うことは	は考えていない	
0 あなたの事業 ⁴ イ 行っている	場では、労働時間の管理の (内容			rか(具体的な措置 いる(内容		ハ 行う予定	El+tal.)	
. ,,						, 11) 1 V	10,01	
	易には、ワークシェアリン アリング			1を行っていますか 5 ロ 活用を考		壬田け老うてい	い たとい	
② 在宅勤務制度				5 口 活用を考				
						1747104 372 41	G .	
	易では、次の労働者につい R持に努める必要があると		-	ン CV ' より //%				
O TO IC DEDICONS	STATION OF STATION OF			. ロ 講じる予	定でいる ハ	講じる予定は	はない	
② 子の養育又に	は家族の介護を行う労働者							
	出産後の女性労働者	'イ 囂	靠じている	ロ 講じる予	定でいる ハ	講じる予定は	はない	
④ 単身赴任者		イ 詩	茸じている	ロ 講じる予	定でいる ハ	講じる予定は	はない	
⑤ 自発的な職業	後能力開発を図る労働者	イ語	構じている	ロ 講じる予	定でいる ハ	講じる予定は	はない	
⑥ 地域活動等を	と行う労働者	イ調	奪じている	ロ 講じる予	定でいる ハ	講じる予定は	はない	
労働時間等の設定	改善についてのご意見等)							
っ なかたの事業制	見ぶ合体 労働時間知の記	さみ 美 むだ	こう場合 良	9野占け ビュに ある	と思いませか			

13 あなたの事業場が今後、労働時間等の設定改善を行う場合、問題点はどこにあると思いますか。 (14 その他、労働時間等の設定改善についてのご意見がありましたらご記入願います。)

15 労働時間等の設定改善について、個別訪問を希望されますか(イー希望する ロ 希望しない)

16 委託している社会保険労務士の有無(イ 有 ロ 無)

労働時間等設定改善計画

事業場の名称	事業の種類				
代表者職氏名	回答者職氏名		(Tel)
所属集団の名称		記入年月日 平成	年	月	В

- 1 労働時間等設定改善の取り組みたい事項(取り組みたい事項を(イは現在、整備が行われていない場合には必修とし、口からへの中から必ず最低1つは選択して下さい。)を○で囲んで下さい。)
 - イ 実施体制の整備 (労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)
 - ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
 - ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - 二 所定外労働削減
 - ホ 労働時間の管理の適正化
 - へ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
 - ト 次の労働者について何らかの措置を講じる
 - ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
 - ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者
 - ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者
 - ④ 単身赴任者
 - ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者
 - ⑥ 地域活動等を行う労働者

2 具体的実施内容

目標を実現するため、下記の事項について取組むこととします(該当項目のみ記入して下さい。)。

日保を表現り	るに	り、下記の事項について取組むこととします <u>(該</u>	ヨ頃日のみ記入し	(LGV.) .
項目	検討 予定 有無	計画(検討予定)事項 (計画する事項に○印を付ける)	予定年月	具 体 的 内 容 (現段階で検討内容を記述できれば簡単に記入)
①実態の把握、	分析	イ 賃金台帳の整備 ロ 実態把握、分析 ハ 労働時間の把握方法の確認	年 月 年 月 年 月	,
②基本方針の決	定	イ 実施体制の整備 ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態 様に対応した労働時間等の設定 ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備 ニ 所定外労働の削減 ホ 労働時間の管理の適正化 ヘ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用 ト その他	年年 年年年年年	·
③推進体制の 整備	有無	イ 労使代表による検討の場の設置 ロ 経営幹部、職制による検討体制の確立 ハ プロジェクトチームの設置 ニ その他	年 月年 月年 月	
④労働時間等 設定改善を契 機に実施する 措置	有無	イ 取引先、顧客対策 ロ 生産性向上対策 ハ 交替制の採用 ニ その他	年年年年年	
⑤年次有給休 暇の取得促進 対策	有無	イ 年次有給休暇台帳の作成 ロ 計画的付与制度の導入 ハ その他	年 年 月 年 月	
⑥所定外労働 削減	有無	イ ノー残業デーの実施 ロ 原則限度時間の設定 ハ その他	年 年 月 年 月	
⑦就業規則の 変更	有無	イ 変更案の検討開始 ロ 労働者代表等の意見聴取 ハ 就業規則の変更、届出	年 年 月 年 月	•
⑧時間外・休日労働協定の見直し	有無	イ 労働者代表等との協議・協約締結の検討 ハ 協定の締結、届出	年 月年 月	

労働時間等設定改善実施結果報告

事業場	の名称	•		事業の種類		
代表者	職氏名			回答者職氏名		(Ter.)
労 働	者 数	事業場 計	 人(男	人 女 人)	企業全体 計	人
所属集	団の名称				記入年月日 平成	年 月 日
1 労働	— 時間等設定)労働時間制度が。	異なる場合には、最もi	 適用労働者数が多いも	 のを記入して下さい。
				ている場合には変形期		
			過去1年(度)	時間	前々年 (度)	時間
(注)変	形期間の週	[平均所定労働時]	間=変形期間の所:	定労働時間×	7 7 D歷日数	
② 年	間休日数	過去1年(度)	週休日数			B
• -	HIPP H SX	M A I + ()2/	ZNIX	<u></u>		
		前々年 (度)	週休日数		1	
		14,5			at 1	
③ 年	次有給休暇	の取得日数	過去1年(度)		前々年 (度)	日
(年	(度) 1人	平均・繰越日数を	除く)		,	
-	次有給休暇		過去1年(度)	%	前々年(度)	%
	(度) 1人				1	
0	定外労働時	間の削減 均で記入して下さ	過去1年(度)	時間	前々年(度)	
				目を○で囲んで下さい。	.)	
				はじめとする労使協議		内容)
				なした労働時間等の設? なした労働時間等の設?	•	, 1 , 1
_		の変形労働時間制		F. 2 / 2 /2 /2 /2 /4 /4 /4 /2 /2 /4 /4	_	
_		変形労働時間制の				
_			労働時間制の導入			
_	_,	タイム制の導入				
_		裁量労働制の導	λ.			
_		裁量労働制の導力		-		
ハ年	次有給休暇	を取得しやすい	環境の整備			
① i	計画的付与	-制度の導入				
2 4	年次有給休	暇台帳の作成				
3 そ	その他()		
二 所	定外労働削	減	•			
①	ノー残業デ	一の実施				
② J	原則限度時	間の設定				
3 -	その他()		
ホー労化	働時間の管	理の適正化の整備	備(措置内容			.)
ヘワ・	ークシェア	リング、在宅勤和	务等の活用			
①	ワークシェ	アリング活用				
2 7	在宅勤務制	度活用				
ト 次(の労働者に	.ついて何らかのキ	措置を講じた			
1) 4	特に健康の	保持に努める必要	更があると認められ	れる労働者(措置内容)
2 -	子の養育又	は家族の介護を行	テう労働者(措置)	为容)
3 4	妊娠中及び	出産後の女性労働	動者(措置内容)
<u>4</u> <u>i</u>	単身赴任者	(措置内容)
(S)	自発的な職	業能力開発を図る	5 労働者(措置内容	容)
(6) ±	地域活動等	を行う労働者(お	#置内容)

裏面へ続く

3 具体的実施状況

目標を実現するため、下記の事項を実施した。

日保を美児りの/	こめ、下記 <u>の事項を実施した。</u>		
項目	実 施 事 項 (該当項目を○で囲んで下さい。)	実施状況 (実施したものに〇を 付けて下さい。)	実施予定 (今後実施予定のもの に〇を付けて下さ い。)
	イ 賃金台帳の整備		
①実態の把握、分析	口 実態把握、分析		
	ハ 労働時間の把握方法の確認		_
	イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会 等の設置等)		
	ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に 対応した労働時間等の設定		
 ②基本方針の決定	ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備		
	ニ 所定外労働の削減		
	ホ 労働時間の管理の適正化		
	へ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用		_
	トその他		
	イ 労使代表による検討の場の設置		
	ロ 経営幹部、職制による検討体制の確立		
③推進体制の整備	ハ プロジェクトチームの設置		
	ニ その他		
	イ 取引先、顧客対策		
④労働時間等設定改	口 生産性向上対策		
善を契機に実施する 措置	ハ 交替制の採用		
	ニーその他		
	イ 計画的付与制度の導入		
⑤年次有給休暇の取 得促進対策	ロ 年次有給休暇台帳の作成		
IN KLENIK	ハ その他		
	イ ノー残業デーの実施		
⑥所定外労働の削減	ロ 限度時間の設定		
	ハその他		
	イ 変更案の検討開始		
⑦就業規則の変更	ロ 労働者代表等の意見聴取		
	ハ 就業規則の変更、届出		
⑧時間外・休日労働	イ 労働者代表等との協議・協約締結の検討		
協定の見直し	ロ 協定の締結、届出	, in the second	

	イ 変更案の検討開始		
⑦就業規則の変更	ロ 労働者代表等の意見聴取		
	ハ 就業規則の変更、届出		
⑧時間外・休日労働	イ 労働者代表等との協議・協約締結の検討		
協定の見直し	ロ 協定の締結、届出		
4 その他 (労働時間	『等設定改善を図る上での問題点等を記入して下さい	。) _.	

	労働	時間設定	正改善》	アドバイ	イザー活動	功日誌	
担当:	指定集団名						
	指定番号		基第	_	号		
				労働問		手アドバイザ	<u>:</u>
				氏名 ————			
活動日	平成	年 ————	月 	月 (—————)		
活動内	容						
活動場	所 						
確認者	(面談者)職	氏名印					FI)
【特記							
旅費	交通手段()金額(円)

(注)確認者 (面談者) 職氏名については、事務所での活動時には事業実施団体の 責任者、個別訪問時には面談者の職氏名を記入し押印をもらうこと。

労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書

自	平成	年	月	日
至	平成	年	· 月	日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

 事業実施団体名・代表者氏名

 指定集団名

 指定番号[基 -]

 労働時間設定改善アドバイザー氏名

 即

活動日

旅費

| 交通手段(

平成

協力員活動日誌

事業実施団体名

協力員の氏名

年 月 日()

印

円)

活動內容			
活動場所			
確認者 (面談者)	氏名印		印
担当アドバイザー	-氏名印		印
【活動内容】			
【特記事項】			

(注)確認者(面談者)職氏名については、事務所での活動時には事業実施団体の 責任者、個別訪問時には面談者の職氏名を記入し押印をもらうこと。

) 金額(

協力員活動日誌報告書

自	平成	年	.月	日
至	平成	年	月	日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

事業実施団体名・代表者氏名

			(1)		
指定集団名					
		指定番号[基	_]
協力員氏名					
	®			@	
	((1)	

労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書

平成 年 月 日

事業実施団体名 代表者職氏名

殿

労働時間設定改善アドバイザー

氏名 印

氏名

氏名

労働時間等設定改善援助事業の下記指定集団に対する事業を終了しましたので実施結果を別紙(様式第18号の2)のとおり報告いたします。

記

- 1 指定番号 基第 号
- 2 指定集団名

別紙	(様式第1	8	の 2	号)
//・1/パン	(13だかしカコ エ	O	V / _	'' '' ''

1	事業実施体制
т.	亚木大 加件加

(1)労働時間設定改善ア	ドバイザーについて
--------------	-----------

	イ	人数							人
١	口	活動日数						延	日
(2	2)核	協力員の配置の有無	(有の	場台	合は活動	日数)	について		
	イ	事業実施団体	有		無	(人	延	日)
	口	指定集団	有		無	(人	延	日)

2 事業内容について

(1) 現状把握 (アンケートの実施) (様式第13号) 月

(2) 改善計画の作成(様式第14号) 月

(3) 実施結果報告の作成(様式第15号) 月

(4) 指定集団について

.実施内容	時	期	概	要	出席事業場数
	月	Ħ			
	月	日			
	月	日			

			_		
	月	田		-	
	月	П			
	月	日			
	月	日			į
	月	日			
	月	日			
	月	日			
·	月	日			
	月	日			
	月	日			

(5) 個別事業場について

実施内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	概要(訪問先)
	月 日	
	月日	
	月 日	_
	月 日	
	月 日	
	月日	
	月 日	
	月 日	

(6) 資料作成等

実施内容	時 期	概要
·	月 . 日	
	月日	
`	月日	
	月日	
	月日	·
	月 日	
,	月 日	
	月 日	
	月. 日	

(7)	事業場にお	ける労働時間	等の設定の	改善の事例	il	
				<u>-</u>		
(8)	その他					
	_					

ç3 1

3	事業を推進する上での問題点等	
	·	

.

.

労働時間等設定改善援助事業終了報告書 (委託事業実施結果報告書)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿 (労働局長経由)

事業実施団体 代表者職氏名

印

下記、指定集団に対する平成 年度の労働時間等設定改善援助事業を終了しましたので、別紙のとおり報告いたします。

記

1 指定番号

基第 一 号

- 2 指定集団名
- 注)「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」(様式第16号の2)、「協力員活動日誌報告書」(様式第17号の2)及び様式第18号「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」を添付してください。

[行政事務処理欄]

労働	受理	年	月	日	局長意見
局	審查	年	月	日.	
本	受理	年	月	日	備考
省	審査	年	月	目	

別紙 (様式第19号の2)

事業の実施状況の概要

٦.	中米	++	1-1	ÆΠ
1	事業	夫 0世	144	而り

ł	(1)	労働時間設定改善で	アドバイザーについて
١	/		

イ	人数							人
	活動日数						延	日
(2)	協力員の配置の有無	(有の	場合	合は活	5動日数)に	ついて		
イ	事業実施団体	有	•	無	(人	延	日)
	指定集団	有		無	(人	延	日)

2 事業成果

(1) 労働時間等設定改善援助事業の対象となった事業場数

事業場

(2) 事業開始前と終了後の推移

	事業開始	Î	事業開始	後	増源	ζ
週所定労働時間(平均)	時間	分	時間	分	時間	分
年間休日数(平均)		日	<u>a.</u> Prode	日		日
年休取得日数(平均)		日		日		日
年休取得率 (平均)		%		%		%
所定外労働時間 (1ヶ月平均)	時間	分	時間	分	時間	分

(3) 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)を行った事業場

事業場
1 7/2 3/3

1年単位の変形労働時間制の導入 事業 1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入 事業 フレックスタイム制の導入 事業 専門業務型裁量労働制の導入 事業		事業場	
1年単位の変形労働時間制の導入 事業 1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入 事業 フレックスタイム制の導入 事業 専門業務型裁量労働制の導入 事業 企画業務型裁量労働制の導入 事業	(内訳)		
1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入 事業 フレックスタイム制の導入 事業 専門業務型裁量労働制の導入 事業 企画業務型裁量労働制の導入 事業	1 箇月単位の変形労働時	寺間制の導入	事業場
フレックスタイム制の導入 専門業務型裁量労働制の導入 企画業務型裁量労働制の導入 事業類	1年単位の変形労働時	間制の導入	事業場
専門業務型裁量労働制の導入 事業 企画業務型裁量労働制の導入 事業	1週間単位の非定型的変形が	労働時間制の導入	事業場
企画業務型裁量労働制の導入事業	フレックスタイム制	別の導入	事業場
	専門業務型裁量労働	制の導入	事業場
年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行った事業場	企画業務型裁量労働	制の導入	事業場
計画的付与制度の導入事業	年次有給休暇を取得しやすV (内訳)	、環境の整備を行った事業 ──── 事業場	· 場
			· 場
年次有給休暇台帳の作成 事業場	(内訳)	事業場	事業場
その他() 事業	(内訳) 計画的付与制度 <i>0</i>	事業場 D導入	
	(内訳) 計画的付与制度の 年次有給休暇台帳 その他(事業場 D導入 の作成)	事業場
事業場	(内訳) 計画的付与制度の 年次有給休暇台帳	事業場 D導入 の作成)	事業場
事業場 (内訳)	(内訳) 計画的付与制度の年次有給休暇台帳その他(所定外労働の削減を行った事	事業場 D導入 の作成)	事業場事業場
(内訳)	(内訳) 計画的付与制度の年次有給休暇台帳 その他(所定外労働の削減を行った事 (内訳)	事業場 つ導入 の作成) 事業場 事業場	事業場事業場
(内訳) フー残業デーの実施 事業	(内訳) 計画的付与制度の年次有給休暇台帳その他(所定外労働の削減を行った事(内訳)	事業場 ②導入 の作成) 事業場 事業場 実施	事業場事業場事業場

(7)	労働時間	間の管理の適正化を行った事業場 	
		事業場	
	(措置P	内容)	
		·	
(8)	ワーク	ンェアリング、在宅勤務等の活用を行った事業場	
		事業場	-
	(内訳)		
		ワークシェアリングの導入	事業場
ر		在宅勤務制度導入	事業場
(9)	次の労働	動者について何らかの措置を講じた事業場	
		事業場	
	(内訳) ①	特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者	
		事業場	
		(措置内容)	
	2	子の養育又は家族の介護を行う労働者	
		事業場	
		(措置内容) 	

3	妊娠中及び出産後の女性労	働者
	·	事業場
	(措置内容)	
4	単身赴任者	
		事業場
	(措置内容)	
(5)	自発的な職業能力開発を図	ス労働者
(3)	日発的な職業能力用先を区	
		事業場
	(措置内容) 	
6		
$\overline{}$	地域活動等を行う労働者	
_	地域活動等を行う労働者	事業場
	地域活動等を行う労働者	事業場

		-

.

労働時間等設定改善推進助成金支給要領

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第24条の規定による労働時間等設定改善推進助成金(以下「推進助成金」という。)は、この要領により支給するものとする。

第1 趣旨

中小企業事業主の団体又はその連合団体(以下「事業主団体等」という。)が、 その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該 構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施 した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間 等の設定の改善の推進を図るものである。

第2 支給の対象等

- 1 事業主団体等の要件
 - 推進助成金の支給対象は、次のいずれにも該当する事業主団体等とする。
- (1) 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。
- (2) 労災保険の適用事業主であり、かつ、次のいずれかに該当する事業主の占める 割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。
 - イ 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主
 - ロ 常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主
- (3) 団体の目的、組織及び事業内容を明らかにする規約等を有しており、かつ、事務処理体制が整備されているものであること。
- (4)過去の事業活動状況、財政能力からみて、傘下の事業場における労働時間等の 設定の改善に向けた気運の醸成、傘下の事業場に対する啓発等の事業を効果的か つ適正に実施できるものであること。
- 2 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項(以下

「取組事項」という。) については、労働時間等設定改善指針(平成18年厚生労働省告示第197号)(以下「指針」という。) に定められた次に掲げるものとする。

(1) 必須のもの

次のイからへのうち、イについては、必ず取り組まなければならないものとし、 さらに、ロからへのうち、いずれか1つ以上について取り組まなければならない ものとする。

- イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の 設置等)
- ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
- ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ニ 所定外労働の削減
- ホ 労働時間の管理の適正化
- へ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
- (2) 必要に応じて(1) に加え取り組むことが可能なもの

指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき 措置」のイからトに定められた措置

3 支給の対象事業等

(1) 事業主団体等が行う事業

推進助成金の対象となる事業は、2に掲げた取組事項を推進するために、事業主団体等が自主的に行う次に掲げる事業(以下「推進事業」という。)とする。

イ 方針策定等の事業

次の口からトの事業を推進するに当たって、団体として2の取組事項のうち、 いずれの事項に重点を置いて推進事業を行うか等の方針を策定し、その後のフ オローを行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の(イ)から(へ)に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

(イ)「実施体制の整備」については、必須事項であり、傘下の全事業場において整備を行うこと

- (ロ)「労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、傘下の全事業場において労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定について検討すること
- (ハ)「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、傘下の事業場 全体の年次有給休暇の平均取得率を概ね2%以上上昇させること
- (二)「所定外労働の削減」については、傘下の事業場全体の平均所定外労働 時間数を概ね10%以上削減させること
- (ホ)「労働時間の管理の適正化」については、傘下の全事業場において、適 正化、現状把握を行った上で、業務の検証を行うこと
- (へ)「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、傘下の事業場 全体の概ね2%以上が、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新た に何らかの整備を実施すること
- ロ 好事例の収集、普及啓発の事業

労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や意識等を調査・把握する、好事例の収集のためのアンケート調査、ヒアリング調査等を実施しその結果を傘下の事業場に周知する、好事例の掲載された図書を傘下の事業場に配布する等の事業

ハ セミナーの開催

傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のための セミナーの開催の事業

ニ 巡回指導等の実施

傘下の事業場において労働時間等の設定の改善を行う際に生じる労務管理上 の諸問題の改善を図るための指導、相談等の事業

- ホ ポスター・リーフレットの作成、配布等
 - ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業
- へ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備事業 取引先等への労働時間等の設定の改善についての理解と協力を要請するため の連絡会議の開催、そのための資料の作成等を行う事業
- ト その他必要と認められる事業

団体規模別標準額の範囲内では事業主団体等が予定している事業を実施し得ず、当該事業を実施することが、必要やむを得ないと認められる事業

- (2) 推進事業の実施体制の整備
 - (1) のイからトの推進事業を円滑に実施するため、事業主団体等は、推進事

業の実施に関し中心的役割を担う者(以下「労働時間設定改善推進員」という。)を配置することが望ましいものとする。

4 推進事業の実施

推進助成金の支給を受けようとする事業主団体等は、推進事業の実施に当たり、 重点とする取組事項、実施する事業の種類、実施内容、時期、回数等を記載した計 画(以下「事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

なお、推進事業のうち、3の(1)のイ、ロ及び二の事業は、必ず実施しなければならない。

5 支給対象団体数

推進助成金は、国の予算の範囲内で支給するものである。したがって、支給対象 団体数は、国の予算額により制約されるものであること。

第3 推進助成金の支給

1 支給対象期間

一事業主団体等に対する推進助成金の支給対象期間は、一事業年度以内限りとする。

この場合の事業年度とは、4月1日から翌年3月末日までとする。

2 支給額

推進助成金の支給対象となるものは、原則として事業主団体等が事業実施計画の承認を受けた日以降に要した費用で、次のイ及び口に示すものとする。

ただし、当該費用の額が500万円を超える場合の支給額は、500万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

さらに、当該費用の額が、別表に定める団体規模別上限標準額をもとに第4の 1の(2)又は(3)により決定された支給上限額を超えて支給されることはない。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(1)のイの方針策定等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した次のイ及び口に該当する費用の額については、事業主団体等が事業実施計画の承認を受ける日より以前のものであっても、推進助成金の支給額の算定対象額とする。

イ 推進事業に要した費用

推進事業の各事業ごとに、事業の実施に要した費用(以下「実施費」という。) の合計額(以下「算定額」という。)を支給する。

ただし、推進事業のうち第2の3の(1)のロ、ハ、ニ、ホの事業については、各事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その実施費は算定額には算入しない。

口 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員の配置した場合には、その配置に要した額をイの内額として支給する。

ただし、その額が150万円を上回る場合は、150万円とする。したがって、この場合の推進助成金の支給額の算定対象額は、イの算定額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、150万円を加算した額となるものである。

第4 支給手続

- 1 事業実施計画の承認等
- (1) 事業実施計画承認の申請
 - イ 事業実施計画承認申請書の提出

推進助成金の支給対象となることを希望する事業主団体等は、「労働時間等 設定改善推進事業実施計画承認申請書」(様式第1号。以下「承認申請書」と いう。)を、当該団体等の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県労働局長 (以下「都道府県労働局長」という。)を経由して、厚生労働大臣に提出する こと。

口 添付書類

承認申請書には、次の書類を添付すること。

- (イ) 団体の構成員名簿等(各構成員ごとの業種、資本の額又は出資の総額及び 常時使用する労働者数が明らかなもの)
- (口) 定款、会則等
- (ハ)「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)
- (二)「労働時間等設定改善推進事業実施計画[実施事業ごとの詳細]」(様式第2号(別紙))
- (ホ) その他都道府県労働局長が必要と認める書類

ハ 申請期間

上記イ及びロの書類(以下「承認申請書等」という。)の厚生労働大臣への

提出期間は、支給対象事業年度の4月1日から5月末日までとする。

ただし、申請団体数が、5月末日以前に支給団体数の上限に達した又は当該 上限を上回る等の事由がある場合には、厚生労働大臣は、承認申請書等の受付 期限及び事業実施計画の承認審査対象について調整を行うことができるものと する。

(2) 事業実施計画承認の審査及び決定

- イ 都道府県労働局長は、事業主団体等から提出された承認申請書等に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するものとする。
- ロ 都道府県労働局長は、承認申請書等について次の事項について審査を行い、 当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (イ) 承認申請書等の内容が、第2の1に定める要件に該当していること。-
- (ロ) 事業実施計画に第2の3の推進事業が適正に盛り込まれていること。
- ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、事業 実施計画承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設 定改善推進事業実施計画承認通知書」(様式第3号)により、また、申請の内 容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画不承認の決定を行い、「労働時 間等設定改善推進事業実施計画不承認通知書」(様式第4号)により、当該事 業主団体等に対して通知する。
- 二 事業実施計画の承認を受けた事業主団体等は、推進事業の実施及び労働時間 設定改善推進員の配置に要した費用(以下「推進事業の実施等に要した費用」 という。)の支出の状況を明らかにするため、当該事業主団体等の一般の事業 経費の会計とは区分して特別の会計整理を行うとともに、推進事業の実施等に 要した費用の支出に関する証拠書類を推進助成金支給申請の際に添付するこ と。さらに、当該事業主団体等は、当該証拠書類の控えを推進助成金の支給を 受けた日の属する年度から起算して5年間整理保管すること。

(3) 事業実施計画変更承認の審査及び決定

- イ 事業実施計画の承認を受けた事業主団体等は、やむを得ない事由により、事業実施計画の内容を変更しようとする場合は、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請書」(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。変更申請書には、変更後の「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付(変更内容に応じて様式第2号(別紙)もあわせて添付)すること。
- ロ 変更申請があった場合の取扱いについては、第4の1の(2)を準用するものとし、厚生労働大臣は、申請の内容が適当であると認めた場合は、事業実施

計画変更承認の決定を行い、助成金の支給上限額を明示して、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認通知書」(様式第6号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施計画変更不承認通知書」(様式第7号)により、当該事業主団体等に通知する。

2 推進助成金の支給等

(1) 支給の申請

- イ 推進助成金の支給を申請する事業主団体等は、事業実施計画の承認を受けた 目から9月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請 については、当該事業年度の10月1日から同月末日までの間に、10月1日 から3月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請に ついては、当該事業年度の終了した後の最初の4月1日から同月末日までの間 に、「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書(上半期・下半期)」(様式第 8号。以下「支給申請書」という。)を、都道府県労働局長を経由して、厚生 労働大臣に提出すること。
- ロ 支給申請書には、次の書類を添付すること。 なお、(二)及び(ホ)については、最終の支給申請時に提出するものであ る。
- (イ)「労働時間等設定改善取組実施状況報告書(上半期・下半期)」(様式第8 号の2)
- (ロ)「労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書[実施事業ごとの詳細](上 半期・下半期)」(様式第9号)
- (ハ)「労働時間設定改善推進員活動日誌」(様式第9号(別紙))
- (二)「労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書」(様式第10号)
- (ホ) その他推進事業の実施等に要した費用の支出に関する証拠書類

(2) 支給の審査及び決定

- イ 都道府県労働局長は、支給申請書及び添付書類(以下「支給申請書等」とい う。) に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するも のとする。
- ロ 都道府県労働局長は、支給申請書等について次の事項について審査を行い、 当該審査結果に関する意見を付して、厚生労働大臣に提出するものとする。
- (イ) 推進事業が、事業実施計画に基づいて適正に実施されたこと。
- (ロ) 支給申請の対象となる期間について、第2の3の(3) に定める措置が講

じられたこと。

ハ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書」(様式第11号)により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、不支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書」(様式第12号)により、事業主団体等に通知する。

(3) 支給の方法

推進助成金の支給は、厚生労働大臣が、支給決定額を支給申請書に記載された金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

第5 関係書類の提示及び監査

厚生労働大臣は、推進助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、推進事業実施事業主団体等に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

第6 不正受給による返還等

- 1 厚生労働大臣は、事業主団体等が偽りその他の不正の行為により推進助成金の支給を受けた場合には、支給した推進助成金の全部又は一部を直ちに返還させる。
- 2 厚生労働大臣は、第3の2のイのただし書きに該当することにより、助成金の過払いが生じた場合には、14日以内にその相当額を返還させる。
- 3 厚生労働大臣は、返還の決定をしたときは、「労働時間等設定改善推進助成金返 還決定通知書」(様式第13号)により当該事業主団体等に通知する。

第7 調整

事業主団体等が、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けている場合には、推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

また、労働時間等設定改善援助事業の事業実施団体及び指定集団は、同一年度に 推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(別表) 団体規模別上限標準額表

(単位:千円)

	団体規模(構成事業主数)別	上限標準額
事業の内容	大規模	中規模	小規模
	(100人以上)	(30~99人)	(29人以下)
イ 方針策定等の事業 ・ 全体会議の開催 (1回当たり)	500	300	200
ロ 好事例の収集、普及啓発 の事業 ・ 実態調査 (集計・資料作成等を含む)	2,000	1, 500	1, 0.00
ハ セミナーの開催 (1回当たり)	1,000	800	5 0 0
ニ 巡回指導等の実施 ① 全体説明会 (1回当たり)	5 0 0	3 0 0	2 0 0
② 巡回形式個別指導 (全体) ③ 相談会形式個別指導 (1回当たり)	1, 000	8 0 0 3 0 0	5 0 0
ホ ポスター・リーフレット の作成・配布等	2,000	1, 500	1,000
へ 労働時間等の設定の改善 に向けた環境整備事業 ・ 取引先等との連絡会議 (1回当たり)	500	3 0 0	200
ト その他必要と認められる		、要と認められる額 上限は1,200	•

労働時間等設定改善推進事業実施計画承認申請書

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿 (労働局長経由)

> 団体の名称 代表者職氏名 職名 氏名

即

労働時間等設定改善推進助成金の支給対象事業として、別添の「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)の承認を受けたいので申請します。

1	所	在	地	(〒	_)				電話()
団	設 立	年月	F	大正 昭和 平成	年	月	日	事務局職員数		人(う [·]	ち専属	職員		$\langle \cdot \rangle$
体	定款、	、会員]等	別添の。	とおり		•	前年度の事業規	模		. =	一円	-	1
o			1	このうち 次表のイ	,		別添のとお		事業	主の数をそれぞれ	記入し	てく	ださ	<i>د</i> ۷
概	構成	事業主	三数	業和		要 件		本の額又は出資 総額	口	: 常時雇用する労 働者の数	事	業	主	数
	}		1	下記以外	外の産	業	3億円		_	00人以下	($\overline{}$
要	}			卸売業サービス	1億円			以下 円以下	_	00人以下 00人以下				-
}	}		ì	小売業	^*		5千万			50人以下	(
	1	手 度 协 内												
2	他の		金の	受給、申	有無無	→助	成金の名称	r [
申	請書	類 作	成者	皆職氏名	職名			即	(電話)

- (注) 1 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。
 - 2 「労働時間等設定改善推進事業実施計画」(様式第2号)を添付してください。

[行政事務処理欄]

労働	受理	年	月	日	局長意見						•		
	審査	年	月	日									
厚	受理	年	月	F	[受理番号	第	号]	備考					
労	審査	年	月	日									
働省	審査結界	承 承	~ 涊(上	限	万円	3) •	不承認	承認番号	_	_	号	•	

1	申	請団体の名称												
2 労	重点	取組事項 (当てはまるものを〇で囲んでくださ・イは必ず選択すること。 ・ロ~への中から1つ以上選択する							1					
働	۲	イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員	会をはじめ	とする労	使協議機	関の設置	置等)							
時	す			W M n+ 08										
間	る	ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様	に対応した	方側時间	等の設定									
等	取	ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備												
設	組							·						
定	事	[7] ACノドノ3 [9] V 7 [13] V9K					· · · · · · ·	-	_					
改	項	ホ 労働時間の管理の適正化												
善	の	 へ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用					·	•						
	概						·							
進事	要	ト その他(イ~へに加えて取り組むもの) 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき 措置」のイからトに定められた措置												
業		(具体的事項:)					
実		事業の種類 当てはまるものを○で囲んで ください。	計画件数		画 額 項目毎の	実 施 支給上院								
施	事	イ 方針策定等の事業		①	円	年	月~	年	月					
計画	業	ロ 好事例の収集、普及啓発の事業	件	2	円	年	月~	年	月					
0	0	ハ セミナーの開催	回	3	円	年	月~	年	月					
概		ニ 巡回指導等の実施	回	④	円	年	月~	年 - 	月					
要	概	ホーポスター・リーフレットの作成、配布等	部	⑤	円	年	月~	年 	月 					
	要	へ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整 備事業		6	円	年	月~	年 	月 					
		ト その他必要と認められるもの		7	円	年	月~	年	月					
		事業費計 (①~⑦の合計)		8	円	[支	給上限	·額]						
		労働時間設定改善推進員の配置 (計算額は、⑧の内額を記入してください。)	人.	9	円	(10)			円					
		計画額計 (⑨>⑩のときは⑧-⑨+⑩の額、⑨≤ (⑧-⑨+⑩の額又は⑧の額が500万円を			円)	>	_		円					
	労働時間設定改善推進員の人数 及氏名(所属)人 () ()													

- (注) 1 (新規・申請)欄は、承認申請時は「新規」を、変更承認申請時は「変更」を○で囲んでください。
 - 計画変更の申請の場合は、変更後の事業実施計画を記入してください。

 - 3 助成金支給額の上限は500万円です。 4 労働時間設定改善推進員の配置に要する額の上限は150万円です。 5 別紙もあわせて提出してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画 [実施事業ごとの詳細]

平成 年 月 日 (新規 · 変更)

実施事業記	므
大师士未引	, –

様式第2号の事業の種類(イ~ト)の記号を記入すること。

5	団体の名称										
整理	=	+/	+	75	上	半期計画	下	半期計画	年	行政	
整理番号	実	施	事	項	件数等	所要額	件数等	所要額	件数等	所要額	行政 使用 欄
1	,					円		円		円	
2						円		円		円	
3						円		円		円	
4						円		円		円	
5						円		円		円	
6						円		円		円	
(9	労働時間設定	改善推	進員の	費用)				! ! !	 		
7	(氏名)					円	 	円		円	
8	(氏名)					円		円		円	
小計						円		円		円	

◆ 事業実施の必要性・目的(整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。)

◆ 所要額の積算根拠等(整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。)

- (注)1 (新規・申請)欄は、承認申請時は「新規」を、変更承認申請時は「変更」を〇で囲んでください。 2 (労働時間設定改善推進員の費用)の「実施事項」の欄には労働時間設定改善推進員の氏名を記入
 - 2 (労働時間設定改善推進員の費用) の「実施事項」の欄には労働時間設定改善推進員の氏名を記入 してください。
 - 3 (労働時間設定改善推進員の費用) の「件数等」欄には作業日数の合計を記入してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画承認通知書

 厚生労働省発基第
 号

 平成
 年
 月
 日

殿

厚 生 労 働 大 臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施計画の承認については、審査の結果、下記により承認することとしたので、通知いたします。

記

1 承認番号 第 一 一 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 助成金支給の対象となる期間 2の承認の日より平成 年3月末日まで

ただし、平成 年4月1日以降に実施した事業実施計画作成のための調査、会議等は対象となります。

4 助成金の支給上限額

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 助成金の支給申請は、半年度ごとに定められたところにより行ってください。
- 3 労働時間等設定改善推進事業実施計画の内容を変更しようとする場合は、定められたところにより変更申請を行ってください。
- 4 労働時間等設定改善推進事業のうち、好事例の収集・普及啓発の事業、気運醸成の ためのセミナーの開催、ポスター・リーフレットの作成・配布等の事業については、 実施した件数等が労働時間等設定改善推進事業実施計画で計上された件数の2分の1 に満たない場合、これらの事業に係る助成金は支給されません。
- 5 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、団体の他の事業経費とは区分して特別の会計整理を行うとともに、労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類を助成金支給申請の際に添付してください。また、当該証拠書類の控えを助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間整理保管してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画不承認通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚 生 労 働 大 臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る 支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施計画の承認については、審査 の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

理由 	 ,	 	
}			
			}

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿 (労働局長経由)

> 団 体 の 名 称 代表者職氏名 職名 氏名

印

平成 年 月 日付けで提出した「労働時間等設定改善推進事業実施計画」を変更し、 平成 年 月 日付けで承認を受けた際の「助成金の支給上限額」の変更の承認を受けた いので申請します。

\int_{1}			_	_	(∓		_)		_						_		_					
団	所	7	Έ	地					,															
体概													_				_	電	話	 (
要	承	認	番	号	第	_		_	号	承認	通失	年月	日	平成	年	<u> </u>	月	ļ] (4	F_	月	日至	変更)
2	変	更	の事	項	①取 ③事										为容0	変更	E (6 労働	動時	間設定	定改	善推 進	真の変	変更
変更の	変	(更)	- - の理	由																				
内容																								
	ı	· 更 【 要	事項	の							· · · ·													
-																								
申	清 書	類個	乍成	老暗	氏名	職々	名																	
	***		. /-~	H 715	- W-	氏年	名							1	印	(官	話)

- (注) 1 「変更の事項」欄は、当てはまるものすべてを○で囲んでください。
 - 2 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。
 - 3 「労働時間等設定改善推進事業実施計画」 (様式第2号) を添付してください。

[行政事務処理欄]

	受理	年	月	日	局長意見								
働局	審査	年	月	日				<u>-</u>					
	受理	年	月	B	[受理番号	第	号]	備考					
生労	審査	年	月	Ħ									
働省	審查結果	変更	承認	(上限	万円)	•	不承認	承認番号	第	_	_	号	

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚 生 労 働 大 臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請については、審査の結果、下記により承認したので、通知いたします。

なお、貴団体に対する助成金の上限額は下記のとおりとします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は 法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に 提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

 変更申請を承認する。ただし、次の部分を除く。 (変更を承認しない事項)

(変更を承認しない理由)

2 変更後の助成金の支給上限額

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 助成金の支給申請は、半年度ごとに定められたところにより行ってください。
- 3 労働時間等設定改善推進事業実施計画の内容を再度変更しようとする場合は、定められたところにより変更申請を行ってください。
- 4 労働時間等設定改善推進事業のうち、好事例の収集・普及啓発の事業、気運醸成の ためのセミナーの開催、ポスター・リーフレットの作成・配布等の事業については、 実施した件数等が労働時間等設定改善推進事業実施計画で計上された件数の2分の1 に満たない場合、これらの事業に係る助成金は支給されません。
- 5 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、団体の他の事業経費とは区分して特別の会計整理を行うとともに、労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類を助成金支給申請の際に添付してください。また、当該証拠書類の控えを助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間整理保管してください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画変更不承認通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進事業実施計画変更承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

理由		
·		

労働時間等設定改善推進助成金支給申請書(上半期・下半期)

平成 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿 (労働局長経由)

団体の名称 代表者職氏名 職名 氏名

囙

労働時間等設定改善推進助成金の支給を受けたいので申請します。

体	所在地	-)					電話()
概要	承認番号第	号	承認通知	印年月日	平成 年	——— 月	月(年	=	月 日変更)
2	労働時間等の設定 取組の概要		「労f のとおり		設定改善取約	且実施状況	兄報告書」(梅	民式第	8号の2)記載
3		の種類		計画	計画額	実施 件数	実施費用		申請額
支	イ 方針策定等の事	業			円		円		. P.
給	ロ 好事例の収集、	普及啓発の事業		件	円	件	円	*	円
申	ハ セミナーの開催	4		回	円	回	円	*	円
請	ニ 巡回指導等の実	 i施		回	円	回	円	*	円
額	ホーポスター・リーフ	フレットの作成、配	布等	部	円	部	円	*	P
1	へ 労働時間等の設 整備事業	定の改善に向け	た環境		円		円		円
算	トその他必要と認る	 かられるもの			円		円		円
出	事業費小計			①	円			2	円
	事業費申請額(①)、②のうち少な	い額)					3	円
	労働時間設定改善推			④ 円⑤ 円					H
	(事業費の内額を記 <⑥の額は下記の)とおり>	。)				,		
	④、⑤のうち少ない(上半期、下半期台		5円)	助成金	金支給上限額			T	円
					金申請額 ③)円未満切り打		ち少ない額	8	円
				上半	朝支給済額(朝支給済額(下半期σ	み記入)	9	円
				下半	期支給申請額	(8-9))	(1)	円
	振込先銀行口座	口座名義人(法	 銀行 人の場	合は、法		 ち(普通 D)	・当座)口座	番号_	
申	請書類作成者職氏名	職名			即	(電話			

- (注)1 実施件数、実施費用は、下半期の申請の場合、上半期分も含めた年間分を記入してください。
 - 2 申請額欄に※印が付されている事業は、実施件数が計画件数の 2分の 1未満の場合には助成金は支給されませんので、申請額は 0 円としてください。
 - 3 ⑩が負の数となる場合は、相当額を返還していただきます。
 - 4 様式第8号の2、様式第9号、様式第9号 (別紙) (労働時間設定改善推進員を配置した場合)及び様式第10号 (下半期のみ) もあわせて提出してください。
 - 5 氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。

行政 事務処理欄	受理	年	月	日	審查結果	支	給・不支給	備考
	支給決定	年	月	日	支給決定額		円	

労働時間等設定改善取組実施状況報告書(上半期・下半期)

平成 年 月 日

団体の	名称	
取組事項	取組を実施した事項を選択し、その記号を○で囲んでください。・イは必ず選択すること。・ロ~への中から1つ以上選択すること。	左欄で選択した事項につき、
「労働!	本制の整備 寺間等設定改善委員会をはじめとす 吏協議機関の設置等	
	者の抱える多様な事情及び業務の態 なした労働時間等の設定	様
ハ 年次7	有給休暇を取得しやすい環境の整備	
二 所定分	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 外労働の削減	
市 労働日	時間の管理の適正化	
^	クシェアリング、在宅勤務等の活用	
事業まめられ	時間等設定改善指針の2の(2)の こ配慮を必要とする労働者について 主が講ずべき措置」のイからトに定 れた措置	
(具体的事	+块;	

実施事業記号

労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書(上半期・下半期) [実施事業ごとの詳細]

様式第8号の事業の種類(イ~ト)の記号を記入すること。

平成 年 月

2	-		-de-		計	画	実	績	行政事務処理欄	
を里子子	実	施	事	項	件数等	所要額	件数等	所要額		
						円		円		円
2	,					円		円		- 円
3						円		円		円
1						円		円		円
5						円		円		円
3						円		円		円
(ヺ	的動時間設定	改善推	進員の)費用)						1
7	(氏名)					円		円		円
3	(氏名)					円		円		円
	小			計		円		円		円

費用の内訳の詳細(整理番号を付した実施事項ごとに記載すること。)

- (注) 1 整理番号は、労働時間等設定改善推進事業計画に記載したものと同一のものとしてください。 2 (労働時間設定改善推進員の費用) の「実施事項」の欄には労働時間設定改善推進員の氏名を記入してください。 3 (労働時間設定改善推進員の費用) の「件数等」の欄には作業日数の合計を記入してください。

 - 4 下半期には、上半期に申請した分も含め、年間の計画及び実績を記入してください。

労働時間設定改善推進員活動日誌

 自 平成
 年
 月
 日

 至 平成
 年
 月
 日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

可	体	名
1,1	1/4	ングコ

労働時間設定改善推進員氏名

労働時間設定改善推進員活動日誌

平瓦	戈	年	<u>:</u>	月	E	1 (()	曜日		稻	雀認者				
活	重	þ	項	目				_		活		動	内	容		
全	体	会	議	他												
1	:体・			会 等)												
1	別巡回														•••••	
1	絡		会	先議												
そ (の		他)												
1	舌動:			つで												
				_		交		通	手	段					額	
旅				費		ス	())	線線					
備	考														•	

労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書

平成 年 月 日

)

厚 生 労 働 大 臣 殿 (労働局長経由)

> 団体の名称 団体の代表者 職氏名 印 (氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。)

労働時間等設定改善推進事業の取組の結果について、下記のとおり報告します。

- 1 事業実施状況(必須記入項目)
 - (1) 構成事業場数 (週40時間労働制適用事業場 (特 例 措 置 対 象 事 業 場 事業場)
 - (2) 取組事項(次のイ~トのうち、当てはまるもの全てを○で囲んでください。)
 - イ 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)
 - ロ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
 - ハ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 - ニ 所定外労働の削減
 - ホ 労働時間の管理の適正化
 - へ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
 - ト その他の取組(具体的事項:
- 2 労働時間等の設定の改善の状況(必須記入項目)
 - (1) 平均週所定労働時間

	事業開始時	事業終了時	増 減
週40時間労働制適用事業場	時間	時間	時間
特例措置対象事業場	時間	時間	時間
全 事 業 場	時間	時間	時間

- (注) 時間数の端数については、10進法により小数第1位まで記入すること。
- (2) 平均年間所定休日数

	事業開始時	事業終了時	増減
週40時間労働制適用事業場	日	日	日
特例措置対象事業場	日	Ħ	F
全 事 業 場	日	日	F

(3) 年次有給休暇の平均取得日数、取得率

	事業開始時	事業終了時	増加日数、率
平均取得日数、取得率	日 %	日 %	□ %

(注) 取得日数、増加率は小数点以下を四捨五入すること。

3	取組状況	(取組内容に広じて記入	(ただし	(1) は必ず記入すること。))
•	イスルエリくしし				, ,

(1) 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置 (労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第2項の規定による衛生委員会のみなしを含む)

事	業	場	数	事業場

(2)	坐働者の切ら	スタ垟か車標品	び業務の能様に対け	なした労働時間等の設定	(的知事类担粉	事業場)
(2)	カ側有の抱え	る多は 4 事情及	ひ来務の態体に対点	いしにカ側吋側寺の設定	(取組争棄歾釵	争美場

/ カ側名の厄んの多様な事情及の未効の意味で	- 外心したカ駒村同寺の政化(政社	ず未勿奴
具体的内容		

(変形労働時間制度等の採用)

内 訳	新規導入	見直し
1 箇月単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1年単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1 週間単位の非定型的労働時間制の採用	事業場	事業場
フレックスタイム制の採用	事業場	事業場
専門業務型裁量労働制の採用	事業場	事業場
 企画業務型裁量労働制の採用 	事業場	事業場
全体	事業場	事業場

(3) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備 (取組事業場数___ 事業場)

内 訳	事業終了時
計画的付与制度の採用	事業場
年次有給休暇台帳の作成	事業場
その他(具体的内容)	事業場

(4)	所定外労働の削減	(取組事業場数	事業場)
Œ)取組実施事業場		

時
事業場
事業場
事業場

②所定外労働時間の削減(事業場ごとの労働者1人平均時間を取組事業場全体で平均したもの)-

	事業開始時 (事業開始前1年(度))	事業終了時(事業終了前1年(度))	増 減
1ヶ月平均所定外労働時間数	時間	時間	時間

(注) 時間数の端数については、10進法により小数第1位まで記入する	(注)	時間数の端数については、	10進法により小数第1付	位まで記入すること
------------------------------------	-----	--------------	--------------	------------------

(5)	労働時間の管理の適正化	(取組事業場数事業場)
	具体的内容	
- 1		

(6) ワークシェアリング、在宅勤務等の活用 (取組事業場数_____事業場)

事業開始前	事業終了時
事業場	事業場
事業場	事業場
事業場	事業場
	事業場

ワークシェアリング、在宅勤務の具体的事例

(7	')	そ	Ø	佃.	の	取	組

○労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」 のイからトに定められた措置

(取組事業場数_____事業場)

内訳	事業終了時
①「特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
	事業場
③「妊娠中及び出産後の女性労働者」に係る措置 (具体的内容) ・	事業場
④「単身赴任者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑤「自発的な職業能力開発を図る労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑥「地域活動等を行う労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場

労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚 生 労 働 大 臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

1 支給決定額

円

(平成 年度 上半期・下半期)

2 支給決定年月日

平成 年 月 日

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類は、本年度から5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全 部又は一部を直ちに返還していただきます。

労働時間等設定改善推進備助成金不支給決定通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚 生 労 働 大 臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進備助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6.0日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書

厚生労働省発基第 号 平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣印

平成 年 月 日付けをもって、貴団体に対して支給した労働時間等設定改善推進助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日に翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。

記

1 返還の理由

2 返還額

円

3 返還の期限

平成 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱

1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、労使はもとより国民一般の理解と協力が不可欠であり、今後は効果的な広報啓発活動の一層の強化を図っていくことが必要である。

このため、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」として位置付け、積極的かつ多様な広報啓発活動を実施することにより、社会的気運の醸成を図ることとする。

2 内容

- (1) 政府広報、広報誌等を通じての広報
- (2) 各種ポスター、リーフレット等の作成及び掲示・配付
- (3) 各種調査の実施及び調査結果の公表
- (4) シンポジウムの開催
- (5) その他

3 実施時期

年間を通じて実施するものとするが、特に、ゴールデンウィーク、夏季及び11月の「ゆとり創造月間」に向けて、又はこれらの時期に集中的に行うものとする。

4 実施方法

厚生労働省が実施するほか、民間団体等に委託して実施することができるものとする。

仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱

1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、労使 はもとより国民一般の理解と協力が不可欠であり、今後は効果的な広報啓発活動の一層 の強化を図っていくことが必要である。

このため、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓 発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」として位置付け、積極的かつ多様な広報啓 発活動を実施することにより、社会的気運の醸成を図ることとする。

2 内容

- (1) 政府広報、広報誌等を通じての広報
- (2) 各種ポスター、リーフレット等の作成及び掲示・配付
- (3) 各種調査の実施及び調査結果の公表
- (4) シンポジウムの開催
- (5) その他

3 実施時期

年間を通じて実施するものとするが、特に、ゴールデンウィーク、夏季及び11月の「ゆとり創造月間」に向けて、又はこれらの時期に集中的に行うものとする。

4 実施方法

厚生労働省が実施するほか、民間団体等に委託して実施することができるものとする。

仕事と生活の調和推進会議開催要綱

1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するに当たっては、 単に職場の労働条件の問題にとどまらず、人々の生活の在り方に密接にかかわる問題に 取り組むことを要することから、生活に密着したそれぞれの地域における理解と協力が 不可欠であり、また、各地域の産業、生活習慣、気候等の特性を踏まえた合意の形成が 重要である。

このため、仕事と生活の調和推進会議(以下「推進会議」という。)を地域ブロック 単位で開催し、労使をはじめ学識経験者等幅広く各界、各層の意見を求めるとともに、 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての理解と関係者相互 間の合意形成の促進を図ることとする。

2 推進会議の名称

「○○ブロック仕事と生活の調和推進会議」とする。(○○は地域ブロック名)

3 推進会議の進め方

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域特有の問題を踏まえつつ、忌憚のない意見交換を行い、企業及び労働者が仕事と生活の調和を推進する際に当たって参考にしうる、各地域ブロックの実情に合った推進プログラムを策定し、策定後は周知啓発を行うとともに、その実施状況を適宜フォローアップを行うものとする。

4 開催地

各地域ブロック(①北海道ブロック(北海道労働局(主開催局))、②東北ブロック(宮城(主開催局)、青森、岩手、秋田、山形及び福島労働局)、③関東甲信越ブロック(東京(主開催局)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局)、④東海・北陸ブロック(愛知(主開催局)、富山、石川、福井、岐阜、静岡及び三重労

働局)、⑤近畿ブロック(大阪(主開催局)、滋賀、京都、兵庫、奈良及び和歌山労働局)、 ⑥中国・四国ブロック(広島(主開催局)、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛 媛及び高知労働局)、⑦九州・沖縄ブロック(福岡(主開催局)、佐賀、長崎、熊本、大 分、宮崎、鹿児島及び沖縄労働局))毎に、主開催局が設置し開催することとする。

なお、各地域ブロック内における主開催局以外の各労働局は、適宜主開催局を補佐するものとする。

5 委員

委員の構成は、原則として、労使各5名、学識経験者等5名、計15名を委嘱するものとする。

議長は学識経験者の中から選出するものとする。

6 地域ブロック内における連携

主開催局は、推進会議を開催する際には、地域ブロック内の主開催局以外の各労働局よりオブザーバーとしての参画を求めること。

7 運営

主開催局労働基準部の監督課または労働時間課において行うものとする。

仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱

1 趣旨

事業主等に対する労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた 働き方の普及に向けた意識啓発のため、全国で「仕事と生活の調和のとれた働き方の普 及促進に関するシンポジウム」を開催し、社会的気運の醸成を図る。

2 開催地

全都道府県の主要都市(計47か所)において開催するものとする。

3 開催主体

本省において業務を委託した団体とする。

4 開催時期

原則、毎年11月に開催するものとする。

5 内容

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方に関する講演、パネルディスカッション、事例の発表、その他シンポジウムの効果的な開催に資する企画とする。特に長期休暇及び年次有給休暇の計画的付与制度の普及促進に資する内容を含めるようにする。

基発第0401009号 平成18年4月1日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

労働時間等設定改善対策について

「労働時間等設定改善指針」(以下「改善指針」という。)に係る都道府県労働局が実施する労働時間等設定改善対策に関しては、「当面の労働時間対策の具体的推進について」(平成18年4月1日付け基発第0401007号、別紙1(略))及び「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」(平成18年4月1日付け基発第0401008号、別紙2(略))により都道府県労働基準局長に指示したところである。貴職におかれても改善指針及びこれら通達の内容を十分御理解の上、都道府県民の福祉の向上等の観点から、都道府県労働局と十分連携を図りつつ、下記により、労働時間等設定改善対策に積極的に取り組むようお願いする。

記

1 基本的考え方

労働時間等の設定の改善の促進を図るため、次に掲げる事項を重点として対策を推進することとしている。

- ① 法定労働時間を遵守させること。
- ② 年次有給休暇の取得の促進を図ること。
- ③ 所定外労働時間の削減を図ること。
- ④ 弾力的労働時間制度の普及促進・適正な運用の確保を図ること。

2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の醸成

労働時間等の設定の改善の推進に当たっては、以下の施策を通じ、労使のみならず、 地域住民全体の労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社 会的気運の醸成を図ることが不可欠であること。

(1) 労使をはじめとする関係者の理解の促進

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和は、労使がその考え方を理解し、積極的に取り組むことが基本であるので、都道府県労働局との連携を取りつつ、各種会議等の適当な場を通じて、労働時間等の設定の改善の必要性、改善指針の考え方及びその内容、都道府県における労働時間等の設定の改善への取組み等について十分説明し、労使をはじめ関係者の理解を促進するよう努められるようお願いしたいこと。

(2) 広報活動の実施等

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の 醸成を図るためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開してい くことが重要である。

このため、都道府県労働局においては、従来から、ゴールデンウィークや夏季における連続休暇の普及促進、ゆとり創造月間等について広報啓発活動を実施しているところであるが、特に平成18年度からは、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」(別紙2の別添5(略))に基づき、仕事と生活の調和の取れた働き方の普及促進に関するシンポジウムを全国で開催することとしたので、都道府県におかれても、積極的な協力をお願いしたいこと。

また、都道府県の広報誌等や都道府県や関係団体の行う労働教育の場等を活用して労働時間等の設定の改善についての広報啓発活動を実施するようお願いしたいこと。

(3) 仕事と生活の調和推進会議への協力

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に向けての社会的気運の 醸成を図るためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産 業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活 の調和の進め方について、地域的なコンセンサスの形成を図ることが重要となる。こ のため、「仕事と生活の調和推進会議開催要綱」(別紙2の別添4(略))に基づき、全国7地域ブロック毎の都道府県労働局において「仕事と生活の調和推進会議」を開催することとしているので、都道府県におかれても、仕事と生活の調和推進会議への協力をお願いしたいこと。

3 労使の自主的努力に対する啓発等

労働時間等の設定の改善を進めるに当たっては、労使の自主的努力に対する適切な啓発等が重要であるので、労働時間等の設定の改善に取り組む企業、企業集団に対する啓発等に努められたいこと。

また、啓発等に当たっては、厚生労働省及び都道府県労働局における事業主等に対する諸施策の周知に努められるようお願いしたいこと。

4 都道府県労働局との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を効果的に推進するためには、都道府県と都道府県労働局が、広報・啓発活動をはじめ労働時間等設定改善関係施策を連携して進めることが重要である。このため、都道府県等の関係機関との連携を図ることとしているので、都道府県におかれても積極的な取組みをお願いしたいこと。